○八戸圏域水道企業団消火栓設置基準要綱

令和5年10月25日

八戸圏域水道企業団消火栓設置基準要綱(平成10年6月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この要綱は、消火栓の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条　この要綱は、八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)の給水区域内に設置する消火栓について適用する。

(設置基準)

第3条　消火栓の設置に関する基準は、次のとおりとする。

(1)　設置する消火栓は、地上式単口消火栓を原則とすること。

(2)　口径100ミリメートル以上の配水管から分岐すること。ただし、配水管の布設状況によりやむを得ない場合であって、かつ、消火活動に必要な水量を確保できる場合は、口径75ミリメートルの配水管から分岐することができる。

(3)　消火栓の設置位置は、所轄消防長(消防本部を置かない町においては、町長。以下同じ。)と協議して決定すること。

(4)　設置する消火栓の数は、地形、配水管の口径及び延長、水圧、既設消火栓の有無等を考慮して決定するものとし、管網が構成されていない単線管路であって、口径100ミリメートルの配水管に消火栓を設置する場合は、原則として1基とすること。

(5)　設置する消火栓の口径は65ミリメートルとし、1栓当たりの放水量は1m^3／分以上(小規模水道にあっては0.5m^3／分以上)、連続放水継続時間は40分以上とすること。

(6)　設置する消火栓が小型消火栓である場合には、前号の規定にかかわらず、1栓当たりの放水量が口径50ミリメートルのものにあっては0.26m^3／分以上、口径40ミリメートルのものにあっては0.13m^3／分以上であること。

2　開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)に伴う消火栓の設置については、前項各号に掲げる基準のほか、次の基準によるものとする。

(1)　開発行為を行おうとする者は、企業団に対し事前に協議を行うこと。

(2)　給水装置工事の申請に当たっては、必要に応じて水理計算書を添付すること。

(3)　開発行為終了後に隣接した区域を開発する場合であって、同一管路の延長上に消火栓を設置する必要があるときは、前開発行為の水量も含めて水理計算を行うこと。この場合において、水量不足が生じるときは、所轄消防長と協議の上、消火栓以外の消防水利施設を設けること。

（その他）

第4条　この要綱に定めるもののほか、消火栓の設置に関し必要な事項は、企業長が定める。

附　則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。